別表（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 補助対象経費 | 補助対象外経費 |
| 空き家及び空き店舗の改修に要する経費 | ・内装及び外装工事  ・上下水道改修、ガス又は電気工事  ・荷物整理、運搬、処分費用等  （施工業者は市内に本店又は支店を有する法人及び個人事業主に限る）  ※阿南市空き家バンクに登録している物件のみ対象  ※移住支援団体が賃貸用物件として管理をする場合に限る。 | ・浄化槽の設置工事  ・空調設備、照明等の設置及び改修  ・造園、門扉等の外構工事  ・車庫、物置等の付属設備の設置及び改修  ・庭木の剪定、除草等 |
| 移住フェア、移住セミナー等の出展及び移住・関係人口コーディネートに要する経費 | ・移住フェア、移住セミナー等の出展に係るブース借上げ費  ・移住フェア、セミナー等の会場までの旅費（交通費及び宿泊費。１出展につき４名まで）  ・移住フェア、セミナー等出展時又は移住コーディネート、相談等に使用するポスター、パンフレットの印刷費  ・移住・関係人口コーディネーター育成のために必要な資格、知識の習得に要する研修会等の受講料  ・移住・関係人口コーディネートに特化したウェブサイトの制作費  ・移住・関係人口コーディネートに係る広告・宣伝費（新聞、雑誌、ＳＮＳ広告等） | ・懇親会、勉強会等の参加費  ・来場者に配布するノベルティ等の費用  ・タクシー、ハイヤー等の経費（外に移動手段がない場合はこの限りではない）  ・駐車場代金等 |
| ワーケーション及び副業人材の受入れに要する経費 | ・宿泊費（旅館業法の許可を有する市内の施設に宿泊する場合に限り、年間３０泊を限度とする）  ・マンスリーマンション等の賃料（最大２か月分）  ・コワーキングスペース等の利用料  ・レンタカー借上げ費  ・消耗品費  ・周知用パンフレット等の印刷費  ・募集に要する経費（募集会、説明会等の開催費用及び現地までの旅費）  ・ワーケーション及び副業人材の受入れに特化した広告・宣伝費（新聞、雑誌、ＳＮＳ広告等） | ・旅費（参加者が来市するまでの交通費等）  ・食費  ・レンタカーの燃料費  ・企画、プロモーション費（外注した場合） |
| 関係人口との協働による地域課題の解決に資する経費 | ・ビーチクリーン、リバークリーン、プラスチックフィッシング等、環境美化活動の企画・実施に要する経費（ゴミ運搬用車両の借り上げ、回収したゴミの処分費、プラスチックフィッシングで使用するＳＵＰの借り上げ、ゴミ袋・ゴミ箱・手袋等の消耗品費等）  ・空き家、空き店舗再生に係るワークショップ開催に要する経費（原材料費、講師謝礼費、周知用パンフレット印刷費等）  ※関係人口とはＥＳＣＡ登録者をいう。 |  |